

2 役員変更等の届出

NPO 法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 23①）。

さらに、役員が新たに就任した場合には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります（法 23②）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

（注）「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑦が該当します。

- ① 新任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任
- ⑥ 住所又は居所の異動
- ⑦ 改姓又は改名

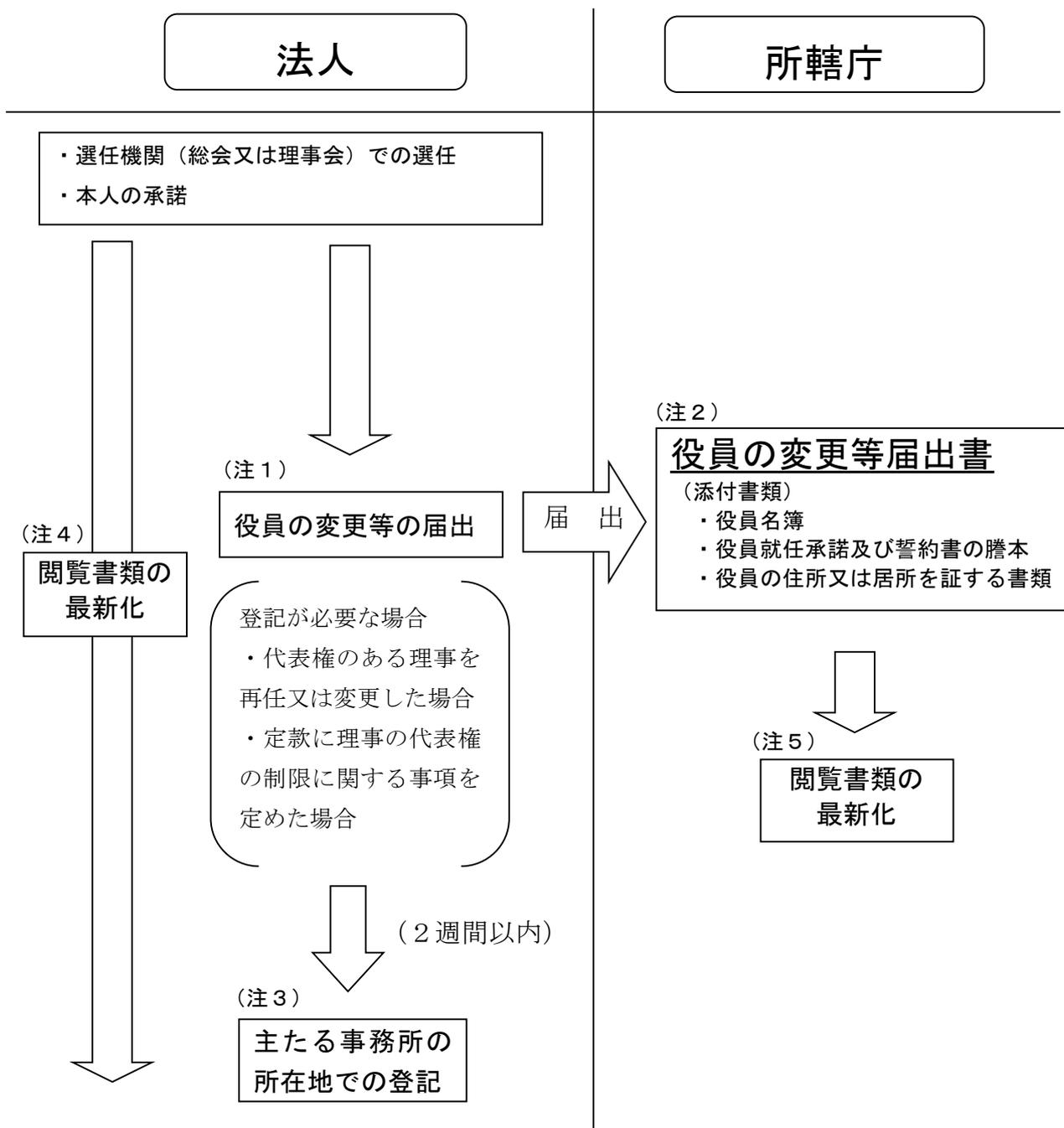
（注）理事から監事又は監事から理事となる場合は、一方を退任、もう一方を新任と扱います。

《参考》 定款による代表権の定めについて

平成 24 年 4 月 1 日から施行された特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合、もしくはその定めを新たに設けた場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令 2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。なお、これらの登記を怠った場合には、20 万円以下の過料に処せられることがあります（法 80）。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

○役員の変更等があった場合のフロー



(注1)役員（理事・監事）の変更等とは、①新任、②任期満了、③死亡、④辞任、⑤解任、⑥住所又は居所の異動、⑦改姓又は改名。

(注2)新任の場合のみ、①役員就任承諾及び誓約書の謄本、②役員の住所又は居所を証する書類の添付が必要。

(注3)登記については、任期満了による再任でも必要。

(注4)認定 NPO 法人において閲覧させるときは、役員の住所又は居所に係る記載部分を除くことができる。

(注5)所轄庁において閲覧させるときは、役員の住所又は居所に係る記載部分を除く。

○役員変更等があった場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
役員の変更等届出書（第三号様式）	87
変更後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	89
役員就任承諾及び誓約書の謄本（注3）	39
役員の住所又は居所を証する書面（注3）	（注2）

（注1）提出部数は、全て1部です。

（注2）住民票（写しは不可、届出の日前6か月以内に作成されたもの）、海外居住者については各国政府が発行する住民票に類する書面、がこれに該当します。（条例2）住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

また、住民票については、役員就任承諾及び誓約書の住所・氏名を自署（本人による手書き）、押印で作成の場合、住民基本台帳ネットワークで確認するため、提出を省略することができます。ただし、同ネットワークの利用を望まない方は住民票の提出が必要です。

なお、各国政府が発行する住民票に類する書面については、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。（規則2②）

（注3）役員が新たに就任した場合のみ提出が必要です。なお、理事が監事に就任、監事が理事に就任した場合も、それぞれ新たに就任したことになります。

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

第三号様式（第五条第一項）

役員の変更等届出書

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇1丁目1番地
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 鈴木 愛子
電話番号043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

改姓又は改名の場合には、旧姓又は旧名を括弧を付して併記。

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日	辞任	理事	千葉 太郎	千葉市〇〇区〇〇町2丁目1番13号
〃	任期満了	理事	田中 花子	千葉市〇〇区〇〇町3丁目2番地の4
〃	新任	監事	山田 三郎	市川市〇〇4丁目1番地の6 〇〇アパート202号

新任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載。

理事・監事の別を記載。

氏名・住所は正しく記載。

添付書類：役員名簿

役員が新たに就任した場合（新任）は、以下の書類を添付

- ①当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法23②）
- ②住民票等（コピーは不可、届出の前日6か月以内に作成されたもの）

《役員の変更等届出書のパターン》

① 任期途中の変更

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
○年○月○日	退任	理事	鈴木 愛子	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ101号)
〃	新任	理事	須藤 誠	市原市○○490番地

新任役員で、住民基本台帳ネットワークでの確認を希望しない方は、住民票が必要です。

② 住所の異動

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
○年○月○日	住所の異動	理事	鈴木 愛子	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ101号)

③ 改姓

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
○年○月○日	改姓	理事	鈴木 愛子 (齋藤)	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ101号)

④ 住居表示の変更

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
○年○月○日	住居表示の変更	理事	鈴木 愛子	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ101号)

作成例（役員変更等の届出用）

役員名簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ちば たろう 千葉 太郎	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	有
理事	たなか はなこ 田中 花子	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇	無
理事	すどう まこと 須藤 誠	市原市〇〇490番地	無
監事	さいとう しろう 齋藤 四郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル503号	無

ふりがなを記入。

理事・監事の別を記載。

氏名・住所は住民票等
のとおり正しく記載。

報酬を受ける人がわかる
ように記載。
なお、ここでいう「報酬」と
は法人の意思決定に係る対
価であり、労働の対価であ
る「給与」は含まない。

（備考）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を正しく記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。